

【3】要件に関する特則

対抗要件の否認 (164)

- 趣旨

原因行為とは別に対抗要件の具備自体を否認の対象とできるが、原因行為から対抗要件具備まで15日の猶予期間を置いた（物権変動があったのに一定期間以上公示されなかったものについてだけ、いわば公示の遅れを非難の対象にして否認するということ）

- 対抗要件否認の帰結

対抗要件の具備が否認されることによって、相手方（受益者）は原因行為による権利変動を破産管財人に対抗できなくなる

例 不動産の売買において移転登記が否認された場合
 ⇒ 買主は、登記を管財人に対抗できなくなる
 = 売買により移転した所有権に基づく取戻権を行使できない

- 性質

- ① 財産減少行為

→ 対抗要件具備行為は、第三者に対する関係ではそれ自体が実質的に財産処分行為
 ↓このように考えると、
 当然に原因行為とは別に否認の対象となると解される

- ② 対抗要件具備が破産者の義務の履行であるときは、偏頗行為否認の性質もある

- 要件

- ① 支払停止後または破産手続開始の申立ての後に対抗要件具備行為があったこと
 ※ 各種の登記，登録，仮登記，債権譲渡通知，明認方法，動産の引渡しなど

【★ 債権譲渡の承諾（破産者の行為の可否に関して議論がある）】

判例 = 第三債務者による承諾は否認の対象とならない
 ∴ 否認の対象となる対抗要件具備行為は、破産者の行為またはこれと同視すべきものに限られる
 ※ ただし、共同申請ではなく仮登記仮処分命令を得てする仮登記は、破産者の行為があった場合と同視できるので、否認できる
 ※ 批判 = 否認において債権譲渡通知の場合と異なるのは不均衡である

- 支払の停止後の行為

破産手続開始申立て前1年以内にされた行為でなければならない (166)

【★ 支払の停止等より前の行為】

★ 支払の停止等より前の行為（権利移転から15日経過後は対抗要件否認の問題だが、15日経過前の行為）が否認できるか、
 あるいは、支払の停止後であるが破産手続開始申立ての1年以上前の行為が、否認の対象となるか？
 ※ 164条は、それが予定する場面以外に否認を認めない趣旨か？
 i 創設説（164条が予定する場面以外に否認を認めない）
 原因行為が否認できない以上、対抗要件具備行為のみを否認の対象とすることはできないが、支払の停止等の後に、権利変動から相当の期間が経過してされる対抗要件具備行為については特別に否認できることを認めたもの（15日経過前の部分は否認できない）

ii 制限説（164条が予定する場面以外に否認を認める）

対抗要件具備行為は、対抗力を具備させる点で破産債権者を害する行為であるから、原因行為とは別にそれ自体が否認の対象になりうるが、対抗要件具備まで一定期間を要するのが通常であるから、否認の成立範囲を制限したもの

☆ 判例 = 制限説（ただし、創設説のほうが多い）

対抗要件がすでに着手された権利変動を完成する行為であることから、原因行為に否認の理由がない限りにおいては、できるだけ対抗要件を具備させ、当事者に所期の目的を達成させるのが相当。

⇒ 一定の要件を満たす場合のみ特にこれを否認しうることとしたもの

→ 制度趣旨に連動させて考えた場合の帰結

※ 制限説からの帰結

⇒ 164条のほかに、一般規定による否認が認められ得る

↓そのため

個別の否認規定の要件充足性を別途判断

② 対抗要件具備行為が、原因行為があった日から15日を経過した後に行われたこと

・ 起算点である権利変動があった日

… 当事者間における権利移転の効果を生じた日

→ 起算点は、原因行為がなされた日ではない

∴ 権利移転の効果が生じていない限り、対抗要件具備行為を行うことは期待できない

例 売買契約に停止条件が付されている場合

⇒ 売買契約締結の日ではなく、停止条件が成就した時が基準となる

【債権譲渡の効力に停止条件を付した場合 債権譲渡担保の否認】

※ 経営状況の悪化を示す債権譲渡の事実を、第三債務者に知られないようにする必要（いわゆるサイレント方式）

→ 倒産手続開始の申立て等の事由が発生した時に債権譲渡の効力が発生するという停止条件として、それらの事由が発生した後、15日以内に対抗要件を具備する

⇒ 対抗要件否認の潜脱ではないかが問題となる

・ 判例

契約内容を実質的にみれば、この契約にかかる債権譲渡は、債務者に支払停止等の危機時期が到来した後に行われた債権譲渡と同視すべきもの

⇒ 否認権行使の対象となる（債権譲渡契約を否認する構成を採用）

※ 判例の理論構成

停止条件付集合債権譲渡契約と否認

論点① 対抗要件の否認の可否

② 偏頗行為否認の可否

① 対抗要件否認を定める164条の「15日」の起算点は、契約締結時ではなく、効力発生時。

⇒ したがって、対抗要件否認は認められない。

② たしかに、原因行為となる契約締結自体は危機時期前に行われており、形式的には 162 条 1 項の要件を充足しない

しかし、停止条件付債権譲渡契約では、契約当事者は、当該契約に基づく債権譲渡の効力の発生を債務者の支払停止等の危機時期の到来にかからしめたうえ、これを停止条件とする。これにより、危機時期に至るまで債務者の責任財産に属していた債権を債務者の危機時期が到来すると、直ちに当該債権者に帰属させることによって、責任財産から逸出させることをあらかじめ意図して、当該契約を締結している。

⇒ このような契約の内容・目的にかんがみると、右契約は、債権者の平等を図ろうとする法 162 条 1 項の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、実質的には危機時期が到来した後に行われた後に行われた行為と同視すべきであるから 162 条 1 項 1 号による否認の対象となりうる。

※ 本論点は、平成 27 年司法試験第 1 問において問われている。

第 1 問

否認権行使の要件・効果 何条にもとづく否認権の行使なのかも含まれる
 所有権留保の法的性質・対抗要件制度 民事実体法の理解
 判例を踏まえること、考えられる法的構成を複数論証すること
 自説の論証をすることが要求されている。

参考判例

平成 16 年 7 月 16 日（37 事件）

昭和 48 年 4 月 6 日（15 日要件の起算点）

平成 24 年 10 月 19 日（支払停止に関する最新判例）

【採点実感】

設問 1 において、X が本件売掛金の返還を求めるためには、債権譲渡又は対抗要件具備を否認する必要がある、そのための否認の構成として偏頗行為否認及び対抗要件否認を上げた上で、それぞれについて検討することが求められる。

X が本件売掛金の返還を求めるための法律構成について

- ・ 債権譲渡の否認
- ・ 債権譲渡に基づく対抗要件の否認

→ 根拠条文 162 条, 164 条

× 160 条

→ 検討の対象となるべき行為を網羅的に拾う必要性の再認識

答案においては、詐害行為否認について論じている答案が多く見られ、偏頗行為否認と対抗要件否認のいずれか一方のみを論じている答案も少なくなかった。

→ 判例を理解していれば防止できたと思われるミス

※ 受験生が考えられる失敗例

- ・現場で否認の条文に関する知識がなく、否認規定のうちどれを使えばいいのかわからなかった

- ・詐害行為否認の検討をすればよいと思っていた 条解 破産法

詐害行為否認の検討をしている答案については、法律上詐害行為否認の対象から担保の供与が明確に除外されており、本件の債権譲渡が集合債権譲渡担保として行われていることを十分理解していないと言わざるを得ない。

→本件の契約内容を再確認。資料が添付されている資料は重要な判断資料である。単なる債権譲渡と誤解した？

→法的性質決定の問題 基本的理解の徹底

- ・ 集合物譲渡担保契約の理解について、民事実体法の復習を

※民法上の債権譲渡担保（将来債権譲渡）について

《必読判例》

最判平 11. 1. 29

最判平 12. 4. 21

最判平 13. 11. 22 など

偏頗行為否認と対抗要件否認のいずれか一方のみを論じている答案については、考えられる法律構成を広く論じることを求める問題の意図に十分応えたものとは言い難く、高い評価を得ることができなかった。

→問題文の誘導に細心の注意を。

- ・ 考えられる法律構成を広く論じることを求める出題意図

→ 本契約時点を否認してしまう 支払不能の要件を充足しないが検討の余地ある

→考えられる原因と解決法

- ・ 否認の要件を理解していない。各否認規定の射程の再復習を

また、本件債権譲渡契約について集合債権譲渡担保ではなく、弁済行為（代物弁済を含む。）であることを前提として論旨を展開している答案や、別除権であるから否認できないとするものが相当数あった。

・・・(略)・・・さらに、否認権の一般的要件に全て言及し、各要件について浅く広い検討を行った結果、主要な論点に関する論述が薄くなり、低い評価にとどまった答案が存在した。

→否認の条文を誤ったことに起因すると思われる

- ・ 必ず全要件を検討しつつ、メイン論点になる要件との関係で論点に言及

- ・ 実は派生論点も存在する

→ 支払停止に関する最高裁平成24年10月19日判決

問題において求められているのは、論点を過不足なく把握した上で、主要な論点について深く掘り下げた検討を行うことであり、関連する可能性がある条文を網羅し、その要件を広く浅く検討することで高い評価を得られるものではないことに留意すべきであろう。

偏頗行為否認との関係

Y社との債権譲渡契約が「支払い不能になった後」になされたものではなく、停止条件の成就そのものを「破産者の行為」とみることも困難であることから、形式的には偏頗行為否認の要件を満たさない点を指摘しつつ、偏頗行為否認の趣旨を踏まえ、本件の債権譲渡が破産法上の否認の趣旨を潜脱するものではないか・・・。

偏頗行為否認との関係で、資料から、本件契約の仕組みを理解する必要がある

※読み取るべき事項⇨記載すべき事項⇒仕組みの読取り

① 形式的に偏頗行為否認の要件を充足しない→162条に基づく否認は不可能

② 164条の脱法になるのではないか？という問題意識

・判例の問題意識でも示されている＝対抗要件具備したならそれを否認すればよい

→なぜ脱法になるのか。164条は、効力発生から（判例の理解、後述）15日間という要件である。ゆえ、本件では164条では否認が出来ない。

∴条件成就時点で15日要件を起算することが前提

→→162条によるほかない、という流れである。

偏頗行為否認を検討している答案の多数は、Y社との債権譲渡契約が「支払い不能になった後」になされているものではなく、形式的には偏頗行為否認の要件を満たさないことを指摘しており、問題点については基本的に把握していると感じられた。

→162条を導き出し、形式的な不都合性を指摘できれば一定の評価を得られたと見られる。

→→根拠条文さえ誤らなければよい。不都合性、という指摘までは不要と思われる

その上で、「破産者の行為」が何かを検討し、破産法上の否認の趣旨を潜脱するものであるとして結論を導き出している答案は高く評価された。

※最高裁判例の問題意識に直結する指摘である。

陥りやすい失敗として

債権譲渡契約の締結が支払不能後にされたものではないことに言及し、そこから直ちに偏頗行為否認を否定する答案も思いの外多かったが、検討不足と・・・

否認権対象行為の対象を正確に把握できていない・・・

→当初行為（平成24年5月10日の取引）の否認可能性

→ただちに162条の検討を辞めてしまうということか

防止するには、判例を復習することに尽きる

さらに、①債権譲渡契約の有効性、②支払い不能や支払い停止の定義や趣旨、③Y社がA社を代理して債権譲渡通知を行っていた点などを主要な論点と考え、論述の大半を咲いている答案などがあったが、いずれも詳細に論ずべき主要論点ではなく、こうした点について詳細に論じ、主要な論点についての検討が確井答案は低い評価にとどまった。

※メイン論点ではないが、記載しても一定の点数は加点されていることが理解できる。

※ 有効性などについて 本件では有効であることを前提としてよい

→ 民法で学習する一連の最高裁判例（前掲）

なお、本件債権譲渡が「既存の債務」について設定されたものではないとして直ちに偏頗行為否認を否定する答案も見られたが、判例の考え方も踏まえ、もう少し丁寧な検討をすべきであった。

本問は、最高裁の判例を踏まえたものであり、この判例の考え方を踏まえる必要があるが、最高裁判例について触れている答案は少数にとどまった。

※ 判例についても言及できれば better

※ 講師が再度受験する機会があれば、記載する。

(ウ) 164条・・・対立点2

対抗要件否認との関係では「権利の設定、移転又は変更があった日」（15日の起算日）を逸と考えるかが問題となることを理解した上で、この期間は、権利移転の原因たる行為がなされた日ではなく、当事者間における権利移転の効果が生じた日から起算すべきであるとする判例などを踏まえて論ずることが考えられる。

→起算日として採点実感の考えている日

① 契約日 平成24年5月10日

② 条件成就時 支払停止日 平成26年12月10日

※ 判例の見解は②であり、②で記載するのが一般的

対抗要件否認について論ずる答案は、ほとんどのものが15日要件について言及し、その起算点をいつと考えるかが問題となることを理解していた。

ただし、答案の中には起算日を契約時と解して簡単に対抗要件否認を認めているものや、逆に、起算点を効力発生時と解して対抗要件否認を否定するものの、その理由については論じていないものなども散見され・・・(略)

→この点に関しては問題がなかったものと考えられる。

・問題文の要求に応えるための対立点の2個目と位置づけるべき

なお、問題文を読めば明らかであるとおおり、本設問及び設問2においては、予想される反論も踏まえて論じることが求められているにもかかわらず、主張と反論という形で整理して自己の解釈を展開することなく、最初から最後まで単線的に自己の見解を展開している答案が少なからず存在した。高い評価をうけるためには、問題文をよく読み・・・

(略)。

→単線的な答案の防止方法

- ・対立点を明確にしたうえで争点を論じていく（論証面での工夫）
- ・自己の見解は、あくまでも争点に対する回答でしかない

- ③ 受益者の支払停止等についての悪意
- ④ 仮登記・仮登録のないこと（164 I ただし書）